

議案第 17 号

岩倉市地域交流センターの設置及び管理に関する条例の一部改正
について

岩倉市地域交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

平成 31 年 2 月 22 日提出

岩倉市長 久保田桂朗

岩倉市地域交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

岩倉市地域交流センターの設置及び管理に関する条例（平成7年岩倉市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第4条の次に次の2条を加える。

（利用時間）

第4条の2 センターの利用時間は、午前9時から午後9時30分までとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

（休館日）

第4条の3 センターの休館日は、次のとおりとする。

(1) 火曜日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（1月1日を除く。以下「休日」という。）に当たるときは、その翌日以後の最初の休日でない日）

(2) 1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日まで
2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは、臨時に開館し、又は臨時に休館することができる。

第14条第4項中「準用するものとする」を「準用する」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同条中「市長」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。

第15条第4号中「前各号」を「前3号」に改める。

第17条第1項中「第3条及び」を「第3条第5号中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第4条の2ただし書及び第4条の3第2項中「市長が特に必要があると認めるときは」とあるのは「指定管理者が特に必要があると認めるときは、市長の承認を受けて」と、」に改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。